特定化学物質障害予防規則等の改正により

ナフタレンとリフラクトリーセラミックファイバー について健康障害防止措置が義務づけられます

平成27年11月1日から施行・適用(一部に経過措置があります)

厚生労働省では、労働者に重い健康障害を及ぼすおそれのある化学物質については、 必要な規制を実施しています。

リスク評価の結果、**ナフタレン**と**リフラクトリーセラミックファイバー**についても 規制が必要とされましたので労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則、特定化学物質 障害予防規則を改正しました。

ナフタレン

表示対象物、特定化学物質の特定第2類物質に位置づけられるとともに、特別管理物質になりました。

有害性・性状・用途

主な有害性 (発がん性、その他の有害性(GHS区分1のもの))	性状	用途の例と構造式		
ナフタレン		CAS No. 91-20-3		
発がん性: 国際がん研究機関(IARC) 2B(ヒトに対する発がんの可能性がある) その他: 皮膚感作性、特定標的臓器毒性(単回ばく露)血 液・眼・気道、特定標的臓器毒性(反復ばく露)血 液・眼・呼吸器	特徴的な臭気のある 白色固体 ・融点80 ・蒸気圧 11Pa(0.083mmHg) (20)	染料中間物、合成樹脂、爆薬、防虫剤、 有機顔料、テトラリン、デカリン、ナ フチルアミン、無水フタル酸、滅菌剤 等、燃料、色素(塗料・顔料)		

リフラクトリーセラミックファイバー

表示対象物、特定化学物質の管理第2類物質に位置づけられるとともに、特別管理物質になりました。

主か有実性

有害性・性状・用途

(発がん性、その他の有害性(GHS区分1のもの))	性状	用途の例	
リフラクトリーセラミックファイバー	CAS No. 142844-00-6		
発がん性:国際がん研究機関(IARC) 2B(ヒトに対する発がんの可能性がある) その他:特定標的臓器毒性(反復ばく露)呼吸器	無臭の繊維状の固体、 平均繊維径2~4µm シリカとアルミナを主 成分とした非晶質の人 造鉱物繊維	炉のライニング材、防火壁保護材、高温用ガスケット・シール材、タービン、絶縁保護材、伸縮継手への耐熱性充填材、炉の絶縁材、熱遮蔽板、耐熱材、熱によるひび、割れ目のつぎあて、炉・溶接+溶接場のカーテン	

改正内容に関する通達・資料はこちら 厚生労働省ホームページ

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000057700.html



今回の改正による物質ごとの主な規定の適用(一覧)

/日ツ以上にある物具			100尺	ことの工体派定の週間(一見)			
	条文	条文 規制內容		規制内容		ナフタレン	リフラクトリーセラミックファイバー
	57	表示					
安衛	57 0 2	文書の交付					
法	88	計画の届出					
	2	定義				「特定第二類物質」	
		人 我					百 年 和一規彻員]
	202	適用除外(業務)(右に示す業務においては、この表に示す以下の項目及び次ページ以降の特化則に基づく措置は必要ありません。)				取の業務・サンプリング等の作業 液体状のナフタレン等を製造し、又は 取り扱う設備から液体状のナフタレン等 をタンク自動車等に注入する業務(直結	バインダーにより固形化された物その他のリフラクトリーセラミックファイバー等の粉じんの発散を防止する処理が講じられた物を取り扱う業務(当該物の切断、穿孔、研磨等のリフラクトリーセラミックファイバー等の粉じんが発散するおそれのある業務を除く。)
	4	特定第2類物質等の製造に係る設備					×
	5	特定第2類又は管理第2類物質に係る設備			 設備		
	6	4 ・ 5 条の適用除外					
	7	局排等の	排等の性能			(抑制濃度10ppm)	(抑制濃度0.3f/cm³(5μm以上の繊維))
	8	局排等の	稼働時の要	·····································			, ,
	9	除じん					
	12の2	ぼろ等の	処理				
	13~20	漏えいの	防止(特定	 〖化学設備)			×
	21	床の構造					
	22、22の2	設備の改造等の作業					
性去	23	退避等					×
定	24	立入禁止措置					
学	23 24 25				第1項		
物質		容器等への表示と保管 第2,3項 空容器の保管上の措置 第4項		1			
障害							
予防		貯蔵場所の設備 第5項		×	×		
害予防規則	26	救護組織等					×
KIJ	27 (28)	作業主任	者の選任				
	29~35		検査、点検	 ì、補修等			(31条、34条は x)
		作業環境の測定 実施 記録の保存					
	36			(30年)	(30年)		
		測定結果の評価と記録の保存				(30年)	(30年)
	36の2					10ppm	0.3f/cm³ (5μm以上の繊維)
	36の3、36の4	評価の結果に基づく措置					
	37	休憩室					
	38	洗浄設備					
	38の2	喫煙、飲	食等の禁止				
	38の3	掲示					
	38の4	作業の記録と保存				(30年)	(30年)
	38の20	特別規定				×	(10~11頁参照)
	39~40の3	雇入れ、定期 健康診断 配転後 記録の保存					
				(30年)	(30年)		
	41	健康診断結果の報告					
	42	緊急診断		特定化学物質	第1項		
				特別有機溶剤等	第2,3項	×	×
	43~45	呼吸用保護具等の備付け					
	53	記録の報告					
\Box		1 * ****					